

令和 5 年度  
いじめ防止基本方針

北海道常呂高等学校

# 令和5年度 北海道常呂高等学校いじめ防止基本方針

平成 26年3月27日策定

平成 30年3月29日改定

令和 2年6月 4日改定

令和 5年6月 22日改定

令和 6年1月 15日改定

## 1 学校いじめ防止基本方針

「北海道いじめ防止基本方針」より、いじめの防止等に関する基本的な考え方は「全ての児童生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようになります」とあります。

また、基本理念として「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

このことを受け、本校においても、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見につとめます。発生したいじめに対しては、積極的に認知し早期解決を図り、生徒が望ましい人間関係を構築していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようになります。将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育むために「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

## 2 いじめとは

### (1) いじめの定義【「いじめ防止対策推進法」(P12～参照) 第2条第1項より】

いじめの定義として「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。また、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には「いじめを受けたことを認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられるところから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児

童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策推進法」(P12～参照)第22条及び第23条に基づいて設置する組織(以下「学校いじめ対策組織」)で情報共有して対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○ 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、※1「性的マイノリティ」※2「多様な背景を持つ児童生徒」「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下「被災児童生徒」という。)」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### 脚注

※1「性的マイノリティ」とは、LGBT(L:女性同性愛者、G:男性同性愛者、B:両性愛者、T:身体的性別と性自認が一致しない人)のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

※2「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況(経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等)などにある児童生徒のことです。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ・「いじめは見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。また、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることもある。

#### イ いじめの動機(東京都立教育研究所の要約引用)

- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする)
- ・同調性(強い者に追従する、数の多い側に入っていたい)

- ・嫌悪感（感覺的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを睛らしたい）

#### (4) いじめの態様

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、物隠し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令や脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

### 3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

#### (1) 日常の指導体制【別紙1】

H R 担任や教科担当、部活動顧問と連携し、いじめを未然に防止し早期発見するための日常の指導体制を整え、些細な変化をキャッチできるようにする。

#### (2) 緊急時の組織的対応【別紙2】

いじめ防止委員会（特別支援委員会）を中心に、いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な取組を行う。

### 4 いじめの防止

#### (1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

#### (2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

#### (3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施
- ・I C T 教育相談の活用

#### (4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

#### (5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・家庭や関係機関と連携しネットいじめを根絶

#### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等わかりやすく提示
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民で方針を共有

#### (7) 生徒の特性を踏まえた適切な支援

「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童生徒」「被災児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### (8) 生徒の主体的取組への支援

- ・メッセージコンクール等いじめについて考える活動を推進

### 5 いじめの早期発見

#### (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒、いじめている生徒のサイン【別紙.3】

(3) 教室・家庭でのサイン【別紙4】

(4) 相談体制の整備

・相談窓口の設置・周知

(5) 定期的調査の実施

・アンケートの実施（6月、10月）

(6) 情報の共有

・報告経路の明示・報告の徹底

・職員会議等での情報共有

・要配慮生徒の実態把握

・進級時の引継ぎ

## 6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

・安全、安心を確保する

・心のケアを図る

・今後の対策についてともに考える

・活動の場等を設定し、認め、励ます

・暖かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

・いじめの事実を確認する

・いじめの背景や要因の理解に努める

・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる

・今後の生き方を考えさせる

・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしたたりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

・自分の問題として捉えさせる

・望ましい人間関係づくりに努める

・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

・じっくりと話を聞く。

・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

・いじめは誰にでも起こる可能性がある。

・生徒や保護者の心情に配慮する。

- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入り関係調整が必要となる場合がある

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関を連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状の治療、指導・助言

オ スクールカウンセラーや保健所との連携

- ・カウンセリングや相談
- ・ＩＣＴ教育相談の活用
- ・医療機関へ繋ぐ前の相談・助言

## 7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの防止

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処

状況確認 → 状況の記録 → 管理者へ連絡（削除依頼）いじめへの対応、警察への相談

## 8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

- ・連続した欠席の場合は、状況により迅速に対応する。

(2) 重大事態時の報告（【別紙5】重大事態発生時の調査対応図）

重大事態が発生したと判断した場合、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、北海道教育委員会に報告し、北海道教育委員会が設置する「北海道いじめ調査委員会」に報告する。

## 9 いじめの解消

(1) いじめの解消とは

ア いじめに係る行為が止んでいる

・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていない。

・被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。

・被害生徒本人と保護者に対し、面談等により確認する。

ウ 解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用した集団で判断することが大切である。

エ いじめが解消に至っていない場合

・被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

【別紙1】

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者・地域との連携

いじめ防止委員会

- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・いじめの積極的認知
- ・要配慮生徒への支援方針

未然防 止

早 期 発 見

◇学業指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

◇特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・ボランティア活動の充実

◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

◇情報教育の充実

◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開等の実施

◇情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・相談・訴え  
(生徒・保護者・地域等)

- ・アンケートの実施

- ・各種調査の実施

- ・面談の定期開催

◇相談体制の確立

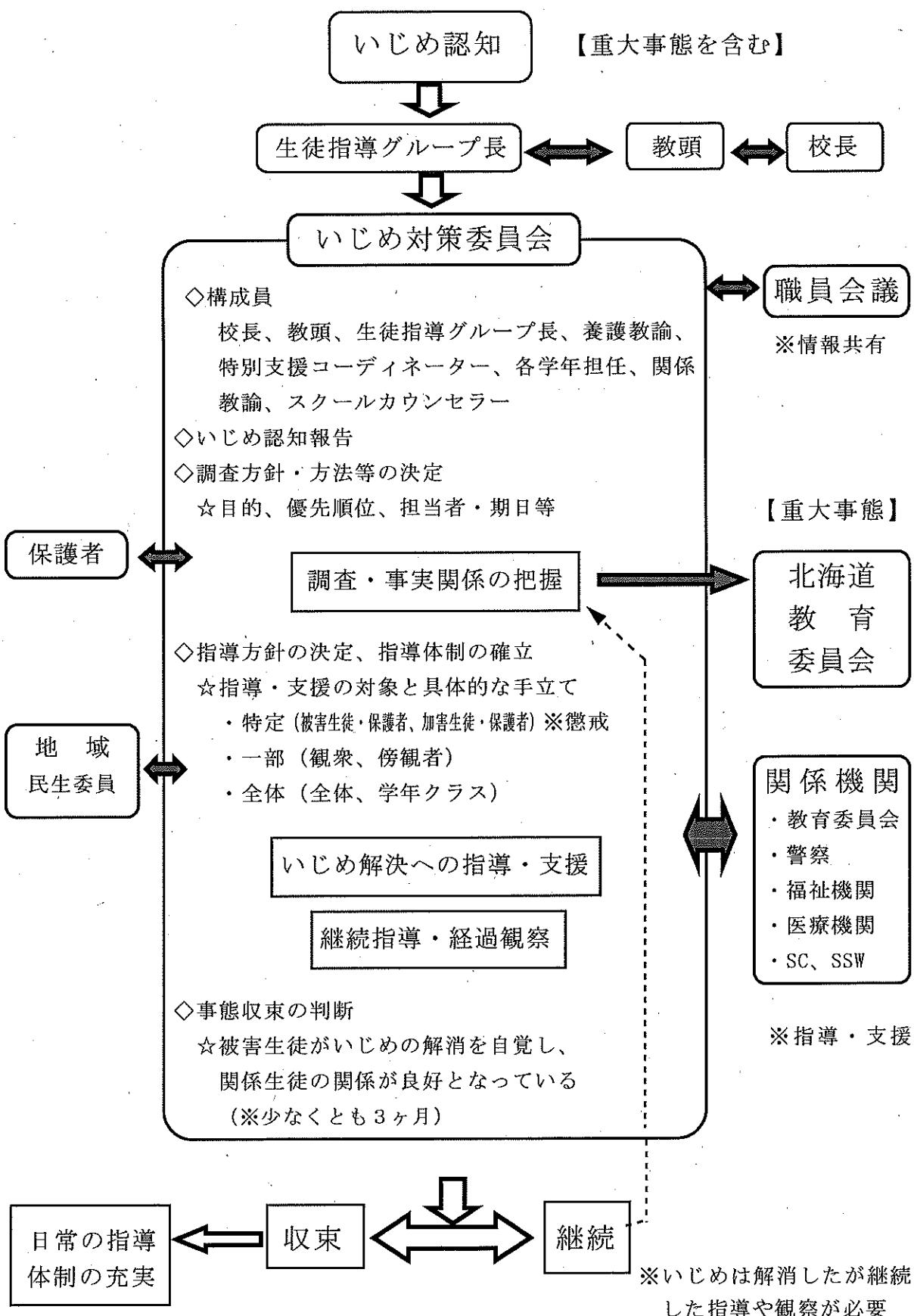
- ・相談窓口の設置・周知

◇情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

【別紙2】

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



【別紙3】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のH.R.	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情が見えない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

## 【別紙4】

### 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

#### サイン

- 嫌なあだ名が聞こえる
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る
- 筆記用具等の貸し借りが多い

- 
- 壁等にいたずら、落書きがある
  - 机や椅子、教材等が乱雑になっている

### 2 家庭でのサイン

#### サイン

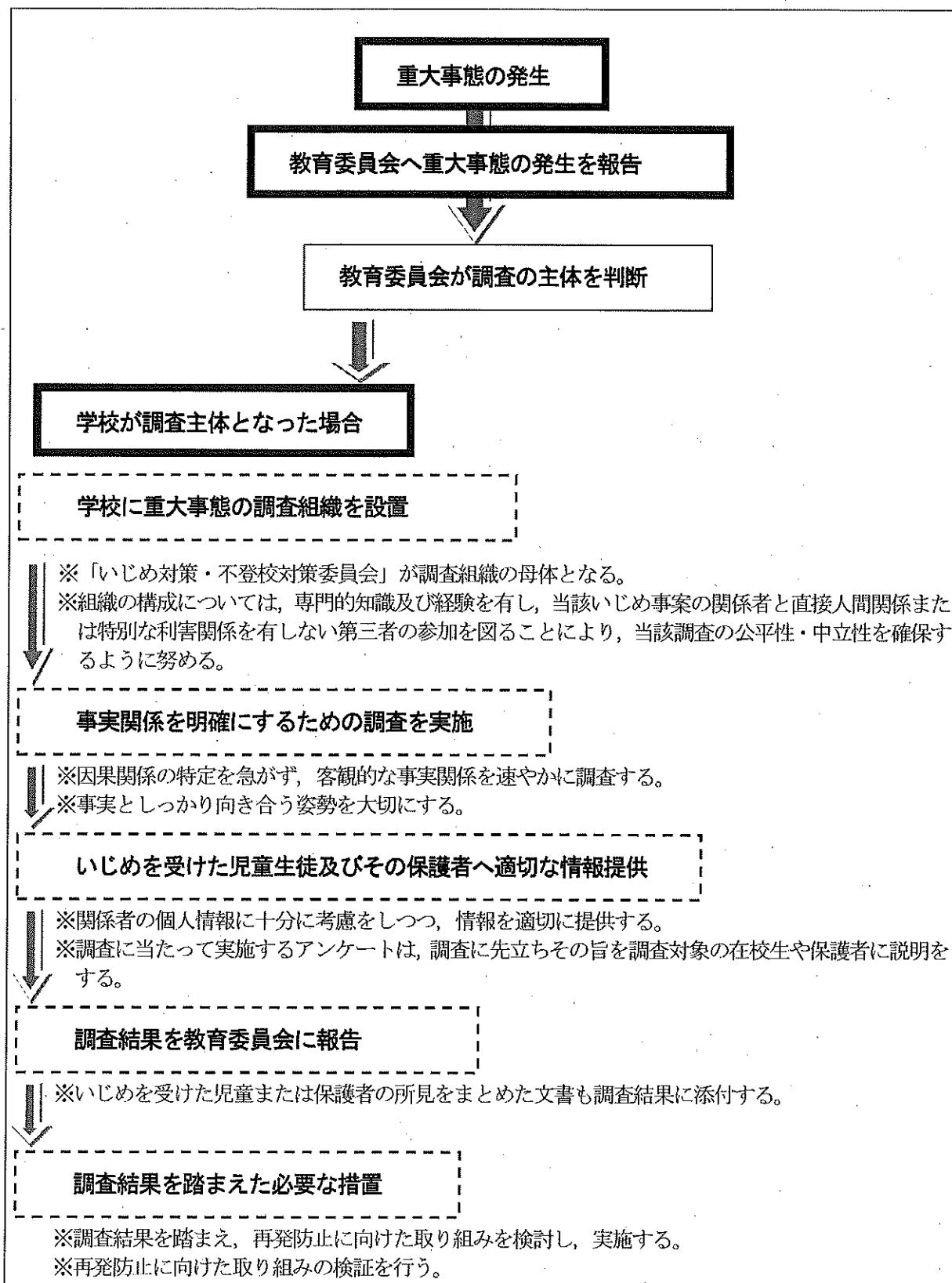
- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- 朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする
- 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあつたりする
- 遊ぶ友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする

- 
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
  - 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
  - 登校時刻になると体調不良を訴える
  - 食欲不振・不眠を訴える

- 
- 学習時間が減る
  - 成績が下がる

- 
- 持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする
  - 自転車がよくパンクする
  - 家庭の品物、金銭がなくなる
  - 大きな額の金銭を欲しがる

【重大事態発生時の調査対応図】



目次

- 第一章 総則（第一条～第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条～第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条～第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条～第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条～第三十三条）
- 第六章 雜則（第三十四条～第三十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3. この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4. この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

**第三条** いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に關係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

**第四条** 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

**第五条** 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第六条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

**第七条** 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

**第八条** 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

**第九条** 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2. 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3. 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4. 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

**第十条** 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

**第十一条** 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2. いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要な事項

## (地方いじめ防止基本方針)

**第十二条** 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

## (学校いじめ防止基本方針)

**第十三条** 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## (いじめ問題対策連絡協議会)

**第十四条** 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第三章 基本的施策

## (学校におけるいじめの防止)

**第十五条** 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

## (いじめの早期発見のための措置)

**第十六条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

## (関係機関等との連携等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものとの確保、いじめへの対処に際し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

## (インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

**第十九条** 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第六号に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

## (いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

## (啓発活動)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第四章 いじめの防止等に関する措置

## (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

**第二十二条** 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## (いじめに対する措置)

- 第二十三条** 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
  - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
  - 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるとときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
  - 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
  - 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めるなければならない。

## (学校の設置者による措置)

- 第二十四条** 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

## (校長及び教員による懲戒)

- 第二十五条** 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

## (出席停止制度の適切な運用等)

- 第二十六条** 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

## (学校相互間の連携協力体制の整備)

- 第二十七条** 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようになるため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章 重大事態への対処

## (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第二十八条** 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## (国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

- 第二十九条** 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (公立の学校に係る対処)

- 第三十条** 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- 第三十条の二** 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同

条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

(私立の学校に係る対処)

**第三十一条** 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

**第三十二条** 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)

**第三十三条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るために、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雜則

(学校評価における留意事項)

**第三十四条** 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

**第三十五条** 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に關し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

附 則（平成二六年六月二〇日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月二四日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二四日法律第一一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年四月二八日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）【概要版】

### 1 改定の趣旨

- ・「北海道いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、学校、家庭、地域、行政等が連携・協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、道及び道教委が平成26年（2014年）8月に策定（平成30年（2018年）2月改定）した。
- ・いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に、一層の危機感をもって取り組むため、基本方針の一部を改定する。

### 2 本道の現状と課題

#### 〔現状〕

- ・令和3年度（2021年度）いじめ認知件数（国公私立学校合計）は、約23,000件、1,000人当たり45.7件（全国47.7件）、「重大事態」の発生件数14件
- ・学校は、いじめを積極的に認知し、早期発見・早期対応に努めている一方で、「重大事態」に至る事案が増加
- ・「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）や条例に基づき、全ての市町村（学校）で、「地域（学校）いじめ防止基本方針」を策定
- ・「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」によるいじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を展開
- ・教育相談体制の整備（SC、SSWの学校派遣、子ども相談支援センター（電話、メール）、SNSや1人1台端末を活用した相談窓口等）

#### 〔課題〕

- ・法に基づくいじめの積極的な認知と早期からの組織的対応の徹底
- ・長期化、深刻化する事案への対応、道教委の市町村教育委員会及び学校への適切な指導助言や支援
- ・いじめを生まない学校の環境づくりや、いじめをしない態度を身に付けさせる取組の徹底

### 3 基本方針の改定

上記の課題に対応するため、基本方針の一部を改定

#### 〔主な改定のポイント〕

- ・望ましい人間関係を構築する能力等の育成を図る取組の充実
- ・いじめを生まない安全・安心な学校の環境づくりの推進
- ・児童生徒の発達の段階に応じたインターネットの適切な利用の促進
- ・法に基づくいじめの積極的認知（「いじめ見逃しがゼロ」）の徹底
- ・法に基づく道教委の指導助言及び市町村教育委員会との連携強化
- ・学校及び市町村教育委員会での早期からの組織的な対応の徹底
- ・警察等の関係機関との連携による事案への対応
- ・法律や心理の専門家と連携した市町村教育委員会及び学校への支援
- ・重大事態調査の迅速かつ適正な実施への支援
- ・地方公共団体の総合教育会議による協議・調整 等

### 4 目指す姿

- ・道・道教委と市町村教育委員会及び学校が一層連携した対応の徹底
- ・迅速かつ組織的な対応による事案の長期化、深刻化の防止の徹底